

大阪新報維持ノ儀ニ付新報者
ノ決帳簿ヲ見廻調査セシメ創業

以來計算集ニ出入ルル金毎月以百萬

控回余ノ不呂ヲ生シ去テテ厚意ヲ

本邦寺ノ助金ヲ寄シテ増長ノ金額ヲ

差引奉仕セシメ所積金ハ積テ沙汰六百

四拾九回余ノ多キニ至リ依テテ中價ノ主

ノ義ニ基キ將來維持ノ方法ヲ得テト欲

スレモ僅シキ人ノ社資ヲ止ム以テテ月終回

ノ費額ヲ減スルノ到底不足金額百回毎

年約千四百回ツテ救与スルノ保護者

ヲ得スレハ之ヲ繼續維持スルノ能ハス

今之ノ保護者ヲ得ル是難ク依テ世

ニ向ヒテ賦金ヲ求ムルノ難近中價

ノ義世間ノ行ハレカニ新軍ヲ求ムル

其日ニ減却ノ勢アリ加フニノ營業

必要ノ賦金其他ノ物品ハ高價ニ付テ

増加ニ新報者ノ困難ハ新報者何

トモ致シ難キ場合ニ有ルニテ暫時休

副ヲナシ置直ニテ有志者ノ集議ヲ行

增加新嘉士、西華、新嘉士、
トモ致し難キ場合、有シテ、
刷リテ置進テ可志其ノ保護ヲ
身具ク議政シ、
又一步ヲ轉シ新報其度置テ府
下ノ利害ヲ考案スル、
廣知セハ一方ノ新報ハ益ニ其力
リトテ負ヒ其權ヲ過シ大ニ世ニ耳
目ヲ擾乱セシモ保シ難カシト是又
府下ノ利益ニ害スル所也之候故
貴下、
之候乎又ハ他
者之有之候ハ今月或三ヶ月位
ノ一候ハ不足金ハ位在店ヲ取摺
置候テモ宜キ候得共他、
的ニ之モノトセハ断然体刷スル外
策無之候依テ今一應以所
取急報キ候也

七月廿八日

伊能貞剛
廣瀬守年

.....

本資料を複製使用する場合は、あらかじめ申請書を提出し許可を受けていただく必要があります。

手続きにつきましては、下記事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

【事務局】 大阪商工会議所 大阪企業家ミュージアム

〒541-0053 大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 B1F

TEL 06-4964-7601 FAX 06-6264-6011

museum@osaka.cci.or.jp

.....